

無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果

【調査対象】	平成29年8月10日現在で法務省が把握した無戸籍の学齢児童生徒 201名（小学校児童相当年齢178名、中学校生徒相当年齢23名）
【調査自治体】	154市区町村教育委員会
【調査時点】	平成29年8月10日

【無戸籍の学齢児童生徒の状況】

1. 児童生徒の義務教育諸学校への就学状況

	人数	割合
① 域内の公立学校に就学している	196	97.5%
② 区域外の公立学校や国私立学校へ就学している	5	2.5%
③ 就学していない	0	0%
計	201	—

※201名のうち、調査時点より前に無戸籍状態が解消されている者は4名。また、調査時点より後に無戸籍状態が解消されたと報告のあった者は7名。

2. 就学している児童生徒の登校の状況

	人数	割合
① 支障なく登校している	192	95.5%
② 就学しているが、欠席が目立つ	6	3.0%
③ 就学しているが、不登校状態となっている	3	1.5%
計	201	—

3. 未就学期間の有無

	人数	割合
① あり	4	2.0%
② なし	197	98.0%
計	201	—

※未就学期間のある児童生徒4名の未就学期間は、それぞれ半月、1か月、2か月、5年4か月。

※アンダーラインは前回調査においても報告のあった児童生徒

【教育委員会の対応】

4. 教育委員会による就学や戸籍への記載に向けた支援が行われた学齢児童生徒の割合 50.2%

(教育委員会等が行った支援)

①就学に向けた手続き

- ・福祉担当課との連携により、住基情報がなくても就学できるよう案内、登録を行った
- ・住民登録がない場合にも、他の児童と同様に、就学時健康診断、入学通知書の発行等を行い、就学に向けた手続きを行った
- ・保護者の戸籍及び住民票や、母子手帳、国民健康保険証などにより就学の手続きを行った
- ・「入学希望願」「就学願」による就学手続きを行った
- ・居住実態の把握を書面や訪問により確認し、就学の手続きを進めた
- ・保健センターより乳幼児健診等により子どもの状況を把握後、就学相談を行った

②就学中の支援

- ・スクールソーシャルワーカーと連携して保護者と面談し、不安などを丁寧に聞き取った
- ・関係者によるケース会議を開き、支援の方法について検討した

③戸籍への記載等に向けた支援

- ・在籍校、教育委員会、法務局との連携により、戸籍への記載に向けた働きかけを行った
- ・子ども相談員が積極的に籍を入れるよう保護者への働きかけを行った
- ・児童相談所と連携し、家庭裁判所への申立などを行った
- ・こどもサポートセンターや住民登録担当課等と連携し、住民基本台帳への記録に至った
- ・法的手続についての相談を行うために法テラスを紹介した
- ・保護者に法務局担当者の連絡先を伝え、相談を促した
- ・法務局の相談窓口や、「全国一斉無戸籍ホットライン」の実施を案内した
- ・入学通知書送付の際に、教育長名で住民登録の勧奨を行った

(参考：教育委員会が就学や戸籍への記載に向けた支援等を行う上で連携を取っている機関等)

- | | |
|------------------|----------------|
| ・関係課（戸籍、福祉、保健など） | ・保育園 |
| ・児童相談所 | ・スクールソーシャルワーカー |
| ・法テラス | ・法務局 |
| ・児童養護施設 | |

5. 関係機関との間で戸籍への記載や住民基本台帳に記録されていない学齢児童生徒に関する情報共有のためのルールを決めている教育委員会の割合

22.7%